

若者たちの音楽祭テーマソング「私たちの音楽祭」の使用に関するガイドライン

ガイドライン制定日 2026年2月20日

制定者 若者たちの音楽祭実行委員会

若者たちの音楽祭テーマソング「私たちの音楽祭」(以下「テーマソング」という。)の歌詞、曲、楽譜(以下「楽曲等」という。)についての著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)、商標権等の知的財産に係る一切の権利は、若者たちの音楽祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)に帰属し、使用を希望する者(以下「使用希望者」という。)は、このガイドラインに定めるところにより、楽曲等を使用することができます。

1 使用希望者は次に掲げる使用を除き、実行委員会の許諾を得ることなく、楽曲等を使用することができます。

(1) 営利目的での使用

(2) 公序良俗に反する場合その他町のイメージを著しく損なう場での使用及び創作物への使用
(例:若者たちの音楽祭のイメージを損なう映像でのBGMなど)

(3) その他実行委員会が特に不相当と認める使用

2 若者たちの音楽祭広報活動に資することを目的として、使用希望者は、楽曲等を使用する場合には、テーマソングであること及び著作権が実行委員会にあることを示すものとします。

(例:演奏する際は事前にアナウンスをする/プログラムに「若者たちの音楽祭テーマソング『私たちの音楽祭』」及び「©若者たちの音楽祭実行委員会」を記載する など)

3 使用希望者は、楽曲等を著しく損なわない範囲で、実行委員会の許諾を得ることなく、アレンジをすることができます。

4 このガイドラインに定めのない事項については、実行委員会と協議するものとします。